

農と都市の共生社会実現事業実施要領

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 1 経第 308 号農林水産部長通知
改 正 令和 2 年 4 月 1 日 2 経第 329 号農林水産部長通知
改 正 令和 4 年 5 月 2 日 4 経第 299 号農林水産部長通知
改 正 令和 7 年 6 月 27 日 7 経第 443 号農林水産部長通知

第 1 趣旨

農と都市の共生社会実現事業（以下「本事業」という。）の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及び農業振興事業費補助金交付要綱（昭和 35 年京都府告示第 928 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 定義

この要領において「都市農業者」とは、次のすべてにあてはまる者又は法人とする。

- 1 府内に住所又は事務所若しくは事業所の所在地を有していること。
- 2 都市計画区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に基づく一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。以下同じ。）内の農地において農産物の生産を行っていること又は事業実施期間中に同区域内において農産物を生産することが確実と見込まれること。

第 3 事業の内容等

本事業の内容は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、実施要件、助成対象経費、補助率、補助限度額及び助成期間は、別表 1 及び別表 2 に掲げる内容とする。

- (1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型、生産条件整備型）
別表 1 のとおりとする。
- (2) 都市農業多面的機能発揮支援事業
別表 2 のとおりとする。

第 4 助成

知事は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとする。

第5 推進及び指導体制

府は、本事業の円滑な推進を図るため、一般社団法人京都府農業会議と連携し、本事業の実施に必要な指導及び助言、普及啓発等を行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年4月1日2経第329号農林水産部長通知）

この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年5月2日4経第299号農林水産部長通知）

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年6月27日7経第443号農林水産部長通知）

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。